

○印西市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則

平成8年12月12日規則第8号

改正

平成9年11月25日規則第50号

平成10年3月27日規則第12号

平成11年3月31日規則第22号

平成13年3月21日規則第7号

平成16年6月18日規則第29号

平成19年2月16日規則第4号

平成20年9月12日規則第49号

平成27年12月22日規則第59号

印西市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則

印西市母子家庭、父子家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則（昭和55年規則第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、印西市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成8年条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（児童の障害の状態）

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第1のとおりとする。

（配偶者の障害の状態）

第3条 条例第2条第3項第2号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第2のとおりとする。

（受給資格者としない者）

第4条 条例第3条第2項第3号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する母子生活支援施設及び通所により利用する施設を除く。）に措置によって入所している児童及び当該児童を除くひとり親家庭の父母等

（2）国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による世帯主、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除き、当該施設に児童福祉法その他の法令による措置によらず入所している児童（以下「利用契約入所児童」という。）がいる場合は、当該利用契約入所児童を除く。）に入所している児童及び当該児童を除くひとり親家庭の父母等

（3）利用契約入所児童の父又は母

（4）利用契約入所児童に父母がいない場合又は当該児童の父母が監護しない場合における祖父母その他の養育者

(支給の制限の適用除外)

第5条 条例第4条第1項に規定する規則で定める場合は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第12条第1項に該当する場合とする。

(支給の制限に該当する所得の額)

第6条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、児童扶養手当法第9条又は第9条の2の規定による児童扶養手当の支給制限に該当する額とする。

2 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、児童扶養手当法第10条又は第11条の規定による児童扶養手当の支給制限に該当する額とする。

(所得の範囲及び所得の額の計算方法)

第7条 条例第4条第2項に規定する規則で定める所得の範囲及びその額の計算方法については、児童扶養手当法第13条の規定によるものとする。

(給付申請書の交付)

第8条 条例第6条第1項に規定する規則で定めるひとり親家庭等医療費等給付申請書(別記第1号様式)の交付を受けようとする者は、ひとり親家庭等医療費等助成資格申請書(別記第2号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であることを証する書類

(2) 戸籍の謄本又は抄本

(3) 世帯の全員の住民票の写し

(4) ひとり親家庭の父母等及び扶養義務者等の前年の所得の状況を証する書類

(5) 離婚等により、ひとり親家庭になった場合、母又は父がその監護する児童の父又は母から、その児童について扶養義務を履行するための費用として受け取る金品その他経済的な利益に係る所得に関する申告書(別記第2号様式の2。以下「養育費に関する申告書」という。)

(6) 18歳以上20歳未満の児童が別表第1程度の状態にある場合又は配偶者が別表第2程度の障害の状態にある場合は、これを証する年金証書又は診断書

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている者が、児童扶養手当証書を提示するときは、前項第2号から第6号までの書類の添付を省略することができるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市役所内で確認できるものについては、市長は書類の添付の省略を認めることができるものとする。

4 ひとり親家庭等医療費等助成資格申請書の有効期限は、原則としてひとり親家庭等の父母等が当該資格申請書を提出し、市が受理した日からはじめての7月末日とする。

(資格変更届)

第9条 条例第7条に規定する規則で定める届け出は、ひとり親家庭等医療費

等受給資格変更届（別記第3号様式）をもって行うこととする。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の印西市母子家庭・父子家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成9年11月25日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月27日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第22号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月21日規則第7号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月18日規則第29号）

この規則は、平成16年8月1日から施行する。

附 則（平成19年2月16日規則第4号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月12日規則第49号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の印西市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受給資格者が病院等で受けた医療等について適用し、施行日前に受給資格者が病院等で受けた医療等については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月22日規則第59号）

（施行期日）

1 この規則中第8条第1項及び第4項の改正規定は公布の日から、その他の規定は平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の印西市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の印西市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式に基づく用紙は、この規則の施行日以後においても、当分の間、所要の調整を行って使用することができる。

別表第1（第2条）

- (1) 両眼の視力の和が0.08以下のもの
 - (2) 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
 - (3) 平衡機能に著しい障害を有するもの
 - (4) そしゃくの機能を欠くもの
 - (5) 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
 - (6) 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
 - (7) 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
 - (8) 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - (9) 一上肢のすべての指を欠くもの
 - (10) 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - (11) 両下肢のすべての指を欠くもの
 - (12) 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - (13) 一下肢の足関節以上で欠くもの
 - (14) 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - (16) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - (17) 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定するものとする。

別表第2 (第3条)

- (1) 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢のすべての指を欠くもの
- (5) 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- (6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (7) 両下肢を足関節以上で欠くもの
- (8) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (10) 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を

必要とする程度の障害を有するもの

(11) 傷病が治らないので、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの
備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては矯正視力によって測定するものとする。

別記

第1号様式（第8条）

第2号様式（第8条）

第2号様式の2（第8条）

第3号様式（第9条）